

袋井市住宅省エネ改修 推進事業費補助金

電気使用量の削減や
快適で健康的な生活のために！

住宅の省エネ改修の設計・工事に
最大約 **190万円** 助成

1 補助対象

(1) 補助対象者

市内に住宅を所有する方又は市内の住宅の所有者の承諾を得て事業を行う方

(2) 補助対象住宅

現に断熱等性能等級5相当未満、かつ現に又は補助事業完了後に耐震性を有する一戸建ての住宅

(3) 補助対象事業

ア 省エネ設計

省エネ改修のための調査、設計、計画、BELS※1など第三者認定の取得

イ 省エネ改修

(ア) 全体改修

開口部、躯体等の高断熱化及び設備の高効率化に係る改修により、住宅全体がZEH水準※2に相当することについてBELSなどの認定を受けるもの

(イ) 部分改修

開口部、躯体等の断熱改修により断熱等性能等級5相当以上の性能にした上で、任意でエコ住宅設備（複数選択可能）の改修を行うもの

※ 木造住宅耐震改修助成事業との併用も可能

※1 BELS : 建築物のエネルギー消費性能の表示に関する指針に基づき実施する建築物省エネルギー性能表示

※2 ZEH水準 : 開口部、躯体等の高断熱化及び設備の高効率化により、1年間で消費するエネルギーの量を従来の省エネ基準から20%削減となる性能

詳細は裏面

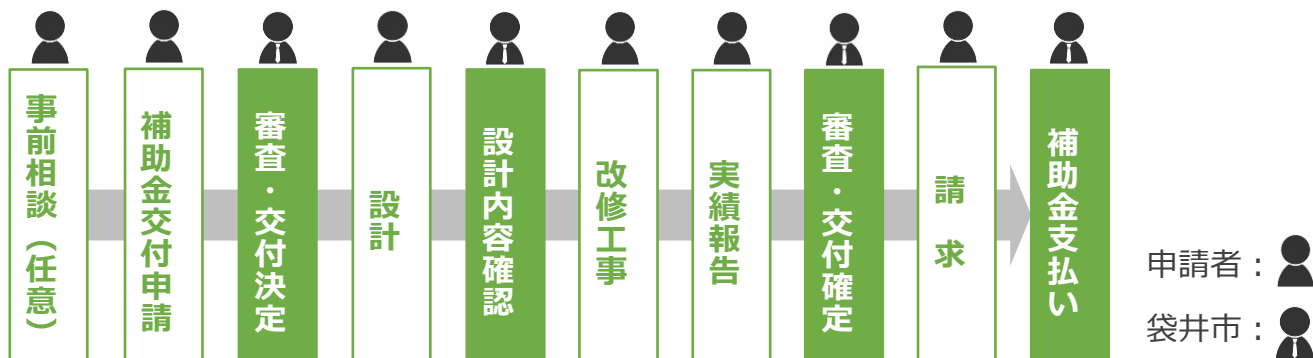
2 補助率・補助上限額

区分	補助対象	補助率等	補助限度額	
省エネ設計	省エネ改修のための調査、設計、計画、BELSなどの第三者認証取得などにかかる費用	2/3	38.8万 円/棟	
省エネ改修	① ZEHとしてBELSなどの第三者認定を取得する住宅への改修にかかる費用	23%	102.5万 円/棟	
	<table border="1"> <tr> <td>【必須】 断熱改修</td> <td>断熱等性能等級5相当以上にするための改修</td> </tr> <tr> <td>【任意】 設備改修</td> <td>断熱改修に係る工事費の同額以下で行う以下のエコ住宅設備（11種類）※1の改修 ・太陽熱利用システム ・高断熱浴槽 ・節湯水栓 ・コージェネレーション設備 ・電気ヒートポンプ給湯機（エコキュート等） ・潜熱回収型ガス給湯器（エコジョーズ等） ・潜熱回収型石油給湯機（エコフィール等） ・ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機（ハイブリッド給湯機） ・燃料電池システム（エネファーム等） ・蓄電池 ・LED照明</td> </tr> </table>			【必須】 断熱改修
【必須】 断熱改修	断熱等性能等級5相当以上にするための改修			
【任意】 設備改修	断熱改修に係る工事費の同額以下で行う以下のエコ住宅設備（11種類）※1の改修 ・太陽熱利用システム ・高断熱浴槽 ・節湯水栓 ・コージェネレーション設備 ・電気ヒートポンプ給湯機（エコキュート等） ・潜熱回収型ガス給湯器（エコジョーズ等） ・潜熱回収型石油給湯機（エコフィール等） ・ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機（ハイブリッド給湯機） ・燃料電池システム（エネファーム等） ・蓄電池 ・LED照明			
構造補強上乘せ	①に伴う重量化に対して実施する構造補強工事にかかる費用	23%	36万 円/棟	
しずおか優良木材等補助加算	しずおか優良木材等（県産材）を仕上げ材として使用する場合にかかる費用	3,500 円/㎡	14万 円/棟	

※1 こどもエコ住まい支援事業に登録商品などの指定があります。

※2 改修後は地震に対して安全な構造とする必要があります（木造住宅耐震改修助成事業との併用も可能）。

2 申請手続きの流れ



3 注意事項

- ・必要書類を添えた申請書類を市役所3階都市計画課にご提出ください。
- ・予算の範囲内で実施するため、年度途中で受付を終了する場合があります。
- ・補助申請は必ず工事着手前に行う必要があります。
- ・同年度2月末を目安に補助対象工事を完了し、実績報告を行う必要があります。

申請書の様式は、市ホームページからもダウンロードできます。

袋井市住宅省エネ改修補助



袋井市都市都市建設部計画課建築住宅室

〒438-8666 静岡県袋井市新屋一丁目1-1 3F

電話：0538-44-3123 FAX：0538-44-3145

